

防災業務計画

日 本 通 運 株 式 会 社

防災業務計画

目 次

第 1 章	序 説	
1.	計画の目的	(1)
2.	計画の基本構想	(1)
第 2 章	防災体制の確立	
1.	防災に関する組織	(1)
2.	防災団の編成	(1)
3.	災害対策本部	(1)
第 3 章	災害予防に関する事項	
1.	社屋の防災機能の向上等	(2)
2.	防災訓練	(2)
3.	防災器具の点検	(3)
4.	情報の収集・連絡体制の整備	(3)
第 4 章	災害応急対策に関する事項	
1.	災害応急対策の重点	(3)
2.	災害に関する情報の収集	(3)
3.	災害発生時の連絡	(3)
4.	人員把握および動員計画	(3)
5.	緊急輸送計画	(3)
第 5 章	災害復旧に関する事項	
1.	輸送体制の確立	(4)
2.	復旧対策	(4)
3.	作業体制の確立	(4)
4.	応援体制	(5)
第 6 章	地震防災強化計画	(5)

防災業務計画

第1章 序 説

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭36法律第223号）に基づき、日本通運株式会社が非常災害に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し、防災業務を円滑的確に実施して、輸送の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の基本構想

- A. 防災活動体制及び防災業務施設並びに設備を整備する。
- B. 防災業務が全国組織を通して有機的に実施できるよう防災対策に必要な教育訓練を実施する。
- C. 災害応急対策及び災害復旧対策に必要な措置並びに機動力を確保する。
- D. この計画の実施にあたり指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等との間に協力体制を確立する。

第2章 防災体制の確立

1. 防災に関する組織

防災に関する業務を的確かつ円滑に推進するため、全国組織を通して必要な体制を有機的に組織する。

2. 防災団の編成

災害対策にあたるため、本社、支店及び事業所その他必要と思われる個所に防災団をおく。

3. 災害対策本部

災害に際し、有効適切な防災業務を実施する必要があると認めたときは、防災団のほかに災害対策本部を設ける。災害対策本部は、災害の範囲が一統括支店管内に限られるときはその支店に、二以上の統括支店にわたるときはその地域を担当する統括支店それぞれにおく。

必要と認めるときは、災害対策統括本部を本社におく。

A. 災害対策本部は、次に掲げる事項をつかさどる。

- ・ 管内または担当区域内の防災団を統轄する。
- ・ 災害に関する調査を行い、情報を集め、これを関係個所に連絡報告すること。
- ・ 建物、荷役施設、運搬具、その他の社有財産及び保管貨物の安全と営業の維持を図るための緊急措置をとること。
- ・ 社員の生命、財産の保全及び罹災社員の救出について緊急措置をとること。
- ・ 災害の状況に応じ、速やかに輸送及び作業体制の確立を図るため緊急措置をとること。
- ・ 緊急措置に要する労務者、施設、運搬具、物資並びに資金の調達、配分及び輸送等に関する緊急計画を樹立し、かつ、その実施を推進すること。
- ・ 指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等の要請に対しては、速やかに体制を整え協力すること。

- B. 災害対策本部長は、災害の範囲が一統括支店管内に限られるときはその支店長を、二以上の統括支店にわたるときはそれぞれの支店長をあてる。特に必要と認め、災害対策統括本部を本社におくときには、社長をもってあてる。
- C. 災害対策本部長は、災害の状況に応じて災害対策本部の組織、分掌並びに要員の配置を定めなければならない。災害対策本部の役員は、防災団の役員を兼ねることができる。
- D. 災害対策本部長は、指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等と連絡を密にし、緊急並びに代行輸送体制の確立及び貨物の損害の防止並びに災害復旧に協力し、会社の公共的使命の遂行に万全を期さなければならない。
- E. 災害対策本部長は、罹災支店に対する救護、救出及び緊急並びに代行輸送の実施のため、管内の荷役施設、運搬具及び社員の機動並びに資金、資材の融通等を必要とするときは、管内または担当区域内の支店に対し、その差し出し、受け入れ及び運営について、必要な指示、命令をすることができる。
- F. これらの要請を受けた支店長は、正当な事由のない限り、これを拒むことができない。
また、災害の状況に応じ、速やかに罹災支店に対する救護、救出及び緊急並びに代行輸送に対する協力について必要な措置をとらなければならない。
- G. 災害対策本部は、災害が復旧し、その使命を完了したときに解散する。

第3章 防災予防に関する事項

1. 社屋の防災機能の向上等

大規模災害の発生時において、本社社屋および主要支店社屋が応急対策の中核拠点としての機能を果たし得るよう、社屋の防災機能の向上等を目指して、以下のような措置を講じる。

- A. 本社社屋、主要支店社屋の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄および調達体制の整備等に努める。
また、従業員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、社屋が被災した場合に備えて、避難路の確保、避難誘導マニュアルの整備等を図る。
- B. 本社、主要支店等に係る通信システムについて、資機材の耐震固定、アンテナ、ケーブルの耐災害性の確保、非常用発電機及び燃料の確保等を図る。
また、当社の保有するコンピューターシステムについて、バックアップ体制の充実、記録媒体の多重化等に努める。
- C. 当社を統括する中核としての機能を有する本社社屋が、被災し使用できなくなった場合に備えて、代替施設の確保等について検討する。

2. 防災訓練

防災の計画及び実施のための随時会議を開催し、組織の構成、近接支店との関係、避難場所の決定、漏電発生のおそれがある個所並びに火気使用時における危険個所の状況等を具体的に検討し是正する。なお、必要に応じ消防機関の関係者を招き、専門的な事項の習得に努める。また、建築基準法、消防法その他関係諸法規、条例等について研究し適否のあるなしを確かめる。

防災訓練は、非常時に際し、社員が組織的、機動的に災害応急対策の作業に従事出来るようにす

るばかりでなく、防災思想の普及徹底のための各店所ごとに警戒、消火、退避等について定期的、具体的に実施しなくてはならない。

3. 防災器具の点検

点検は、危険の予防、改善のため定期的に行い、改善の必要がある場合は、遅滞なく処理し、施設並びに社員の恒久的安全性を確保する。

点検は、防災器具等を主体として、建物の保全上特に危険または損傷の多い時期に重点をおくとともに、適当な時期に中間点検を行い状況を把握する。

点検員は、「安易な許容」を排し、ことの是非を徹底的に究明しなければならない。

4. 情報の収集・連絡体制の整備

当社は、発災時等に災害応急対策の実施に関し、必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、社内及び指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等関係省庁等との間で情報伝達ルート の 確立を図る。

その際、夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備することとし、このため、社内関係者への携帯電話の保有等の措置を講じる。

当社は、発災時等に社内及び指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等関係省庁等との間で情報伝達手段を確保するため、携帯電話・自動車電話等の移動通信機器の充実に努める。また、重要回線の専用線化、高度化、衛生通信・無線通信の活用を含めた多重化等について検討する。

第4章 災害応急対策に関する事項

1. 災害応急対策の重点

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には災害の拡大を防止し、または災害の発生を防止するための物資の緊急輸送を実施する。

2. 災害に関する情報の収集

前項の施策を円滑に実施するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等との情報の交換を密接にする。

通信経路の確保については、すべてに優先して努力し、早期復旧を図る。

3. 災害発生時の連絡

災害が発生したときは、被災地に隣接する店所を通信拠点とする。当該店所は、被災地、本社、その他の店所及び関係個所との連絡にあたる。

4. 人員把握および動員計画

各店所は、復旧業務の円滑を図るため、出勤可能人員を把握し、出勤計画をたて、通勤対策として連絡車の運行を計画し、運行経路、時間、集合地点等を定め社員に周知徹底せしめる。

5. 緊急輸送計画

各店所は、社会経済活動の早期回復または災害を防止するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等と連絡をとり、緊急輸送計画を把握し、優先取扱の処置をする。このため緊急輸送の性質上、仕向先、輸送方法の選定、輸送要請量を詳細に検討し適切に任務を遂行しなくてはならない。

第5章 災害復旧に関する事項

1. 輸送体制の確立

- A. 被災地の店所は、ただちに輸送機関の被災状況を掌握する。
- B. 被災地の店所は、輸送機関の被災状況及び発着貨物並びに保管貨物について、荷主に説明し輸送機関回復までの処置を行う。濡損、破損等の被害貨物については、荷主の指示により適切に処理する。
- C. 自店扱の貨物で輸送中被災したと想定されるものについては、駅および関係店所と連絡をとり各輸送機関の被害状況ともならみ合わせて、代替輸送その他適切な処置を講ずる。
- D. 災害発生後の混乱時には、貨物の安否を気づかう荷主等で窓口が混乱するので、災害特別窓口を設け、次の事項を掌握して万全を期す。
 - ・ JR各線及び自動車、船舶等の輸送制限を調査し、営業案内を適切に行う。
 - ・ 輸送機関及び施設等の混乱状態のために引き受けを中止する必要性について検討する。
- E. ホーム、保管倉庫等の留置貨物の盗難予防のための非常警備態勢をとる。

2. 復旧対策

必要に応じて関係先と復旧について対策を協議する。

特にJRとは当社輸送機関の被災状況を報告するとともに駅頭作業能力（荷役機械、トラック、作業員等）を詳細に説明し復旧対策を打ち合わせる。また駅関係の被害については、積極的に援助作業を申し入れ、輸送機関の復旧に努力する。

3. 作業体制の確立

A. 作業員の確保

被災しなかった社員には、平常の休日割当制を変更し、要因確保の見通しがたつまで全員出勤させ、輸送体制の確立に基づき作業計画をたてる。

統括支店は、必要に応じ本社に対して他管内からの動員を要請することができる。

B. 作業場および作業施設の応急整備

- ・ 作業を再開するまでに、作業場における倒壊物、流木、散乱貨物、パレット等の整備を可及的すみやかに実施し、作業再開に支障のないよう措置する。
- ・ 災害により建築物の被害が増大して倉庫等の需要が急激に増加する場合を考慮し、倉庫等の施設が被害を受けたときは、支障のないよう措置する。
- ・ 災害時及び復旧時には輸送が輻輳するので、速やかに備車等の処置をし、必要台数を確保する。不足する荷役機械、運搬具については動員要請をその管内の支店または隣接する支店に対して行う。

統括支店は、必要に応じて本社に対し、他管内からの動員を要請することができる。

- ・ 被災した運搬具、荷役機械等の整備作業が増加した店所は、整備工の動員手配を、その管内の支店または隣接する支店に要請する。

また、整備工具、部品等についても、被害調査に基づいて購入対策をたて、整備に支障のないよう措置する。

- ・ 水害による地下タンクへの浸水或いは送電停止によるポンプの機能停止等による車両燃料の不足に対して応急措置をとる。

また、送電停止により、バッテリー充電、水揚ポンプによる洗車、タイヤの空気補充が不可

能になると考えられるので、これらの動力源確保の対策をたてる。また、整備工場が倒壊し配電装置が破壊された場合、速やかに応急整備工場を建設し、配電工事を依頼する等の措置をして整備に支障のないようにする。

- ・ 災害復旧のため救援物資、復旧資材等の緊急輸送等が発生した場合、運搬具が全般に不足するので、必要に応じて配車統制を強化する。

配車統制には相当責任ある地位にある者が当たり、優先順序を定め、不測の混乱、能率の低下を防止するよう措置する。

4. 応援体制

本社からの要請により被災地に仕向けられた他統括支店担当区域内より入込車の運行調整は、本社で行う。このため、必要に応じ、前進基地設置等の方策を講じる。

非罹災地の店所は、災害の状況に応じ、本社より動員の指示があることを想定し、派遣車両、作業員携行物品及び救済物資の準備をする。動員は、長期にわたることを考慮して、交替要員を待機させる。派遣員には、当分の間、自給自足しうる食料、飲料水、燃料等を携行せしめる。

これら救援活動は、災害復旧に協力して会社の公共的使命を遂行するものでなければならない。

第6章 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく「地震防災強化計画」は、地震防災対策強化地域の指定が行われる都度別に定める。

改正昭和55年 3月18日 達第2632号
改正1998年 3月23日 総労総第507号